

2020年度 法科大学院

第4期入学試験問題

2時限

民法

(論文式)

試験時間 50分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。
11. 平成29年改正(「民法(債権関係)改正」)および平成30年改正(「成年年齢引下げ」および「民法等(相続法)改正」)の民法(以下「改正民法」という。これに対し、改正民法以前の民法を「改正前民法」という。)に基づいた出題を行います。ただし、改正民法または改正前民法のいずれに基づいて解答してもよく、改正前民法に基づいて解答しても不利とならず、減点もしません。

[民法]

2015年から2016年までの間に、Xの祖父、祖母、父Aが相次いで死亡したため、Aの弟Bを中心としてXの祖父らの遺産について分割協議がなされ、甲土地をXが取得し、賃貸中のマンション乙をAの妻でありXの母であるCが取得することを内容とする協議が成立し、その登記が経由された。Bは、その後も、Cの依頼を受けてCが取得したマンション乙の管理をするなど、諸事にわたりCとXの面倒をみていた。

2019年11月、Cは、当時未成年者であったXの親権者として、Y銀行との間で、甲土地につき、Y銀行がD会社（B代表）に対して金銭消費貸借契約に基づき取得する債権を担保するため、極度額を4500万円とする根抵当権を設定する旨の契約を結び、その登記が経由された。そして、同じ頃、D会社は、Y銀行から、事業資金として4000万円を借り受けた。

2020年11月に成年に達したXがYを相手に、甲土地の所有権に基づき、上記の根抵当権設定登記の抹消登記手続を求めて訴えを提起した。XはYに対し、どのような根拠に基づいて、この訴えを提起したか、また、この訴えは認められるか、について論じなさい。

なお、上記の年月にかかわらず、債権法改正についても、成年年齢引下げ改正についても、相続法改正についても、旧法に基づいて論じても新法に基づいて論じても構わない。

(解答は全て解答用紙に記入すること)

成年年齢引き下げ等を内容とする「民法の一部を改正する法律」（平成 30 法 59）新旧対象条文

巻末資料 1

○民法（明治二十九年法律第八十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（成年） 第四条 年齢<u>十八歳</u>をもって、成年とする。</p> <p>（婚姻適齢） 第七百三十一条 <u>婚姻は、十八歳にならなければ、することができない。</u></p> <p>第七百三十七条 <u>削除</u></p>	<p>（成年） 第四条 年齢<u>二十歳</u>をもって、成年とする。</p> <p>（婚姻適齢） 第七百三十一条 <u>男は、十八歳に、女は、十六歳にならなければ、婚姻をすることができない。</u></p> <p>（未成年者の婚姻についての父母の同意） 第七百三十七条 <u>未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を得なければならない。</u> 2 <u>父母の一方が同意しないときは、他の一方の同意だけで足りる。父母の一方が知れないとき、死亡したとき、又はその意思を表示することができないときも、同様とする。</u></p>
<p>（婚姻の届出の受理） 第七百四十条 婚姻の届出は、その婚姻が第七百三十一条から第七百三十六条まで及び前条第二項の規定その他の法令の規定に違反しないことを認めた後でなければ、受理することができない。</p> <p>第七百五十三条 <u>削除</u></p>	<p>（婚姻の届出の受理） 第七百四十条 婚姻の届出は、その婚姻が第七百三十一条から第七百三十七条まで及び前条第二項の規定その他の法令の規定に違反しないことを認めた後でなければ、受理することができない。</p> <p>（婚姻による成年擬制） 第七百五十三条 <u>未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。</u></p>
<p>（養親となる者の年齢） 第七百九十二条 <u>二十歳に達した者は、養子をすることができる。</u></p> <p>（養親が二十歳未満の者である場合の縁組の取消し） 第八百四条 第七百九十二条の規定に違反した縁組は、養親又はその法定代理人から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、養親が、<u>二十歳に達した後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。</u></p>	<p>（養親となる者の年齢） 第七百九十二条 <u>成年に達した者は、養子をすることができる。</u></p> <p>（養親が未成年者である場合の縁組の取消し） 第八百四条 第七百九十二条の規定に違反した縁組は、養親又はその法定代理人から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、養親が、<u>成年に達した後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。</u></p>